

(判定依頼者記入欄)

判定受付番号等:

※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。

(判定依頼者) 殿

年 月 日

農林産品に係る生産証明書

住所 青森県●●市●●●●●

氏名 ●●農園 印

産品について、下記のとおりであることを証明します。

記

1. 農林産物の種類 : リンゴ

(注) 農林産物の一般的な名称を記載してください。

両県に果樹園がある場合には併記

2. 収穫地(都道府県名) : 青森県、岩手県

3. 生産者

当方(本紙右上の氏名欄に記載の者)

仕入先(別添の一覧表に記載の者)

仕入先()

4. その他

生産者名並びに生産者の所在地及び連絡先、並びに収穫地が特定できる取引等の記録について、特定原産地証明書の発給の翌日から5年間(ただし、日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定を利用する場合は3年間)は保存するとともに、締約国等の権限ある当局、経済産業大臣又は指定発給機関の求めに応じて提供することを約束します。

(注) 生産証明書の作成者が「卸売り業者等」の場合のみ、上記をご確認ください。

(注) 上記の「卸売り業者等」は、生産者から直接集荷・購入した者に限ります。

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則(個別原産地規則)に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている産品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。